

**\*卒業・進級 判定基準\***

議長を校長とした卒業・進級に関する及落判定会議を下記の基準で行う。

なお、及落対象者は以下の要件を満たす者とする。

- ・未提出のレポートがない者。(課題レポート・実験(実習)及び臨床実習等)
- ・学費等完納者

1) 卒業

4 学年末で次の基準を満たしたとき、卒業が認められる。

- ・教育課程を全て履修し単位の認定を受けた者。
- ・臨床実習を全て終了し、単位の認定を受けた者。

2) 進級

1, 2, 3 学年末で次の進級基準が満たされたとき、進級が認められる。

- ・当該学年による教育課程を全て履修し単位の認定を受けた者。

3) 仮進級(条件付き進級)

1, 2, 3 学年末で及落判定会議において進級基準を満たさなかった者で、その実力が進級させるに十分と判断された者で下記要件を満たした場合、仮進級とする場合がある。

- ・未修得単位に関する補講を無断欠席せず、仮進級試験において合格した者。  
(不合格および無断欠席の場合は、単位の認定が受けられず原級留置となる)

4) 原級留置

4 学年末で卒業基準を満たせなかった者、1, 2, 3 学年末で仮進級基準を満たせなかった者は原級留置となり、原則当該学年の全ての単位を再修得する。